

## 日本木材学会中国・四国支部研究発表賞授与規程

1. 本支部に「日本木材学会中国・四国支部研究発表賞」（以下「研究発表賞」という。）を設ける。
2. 研究発表賞は、木材学、林産学に関する研究発表の奨励と研究・技術開発の促進を目的として、本支部が主催する研究発表会での口頭発表および展示発表の中から、優秀な発表者に授与する。
3. 授賞対象者は当該年度3月末日現在40歳未満とする。
4. 毎年若干名の受賞者を選び、賞状並びに記念品を贈る。
5. 授賞のための審査委員会を設ける。
6. 審査委員会の委員長並びに委員は毎年支部研究発表会の時に支部長が委嘱する。
7. 支部長は支部大会などの機会に受賞者を表彰するほか、通常総会等で受賞内容を報告する。
8. 賞に要する費用は、本支部の経費および寄付金をもって充てる。
9. この規程の実施に関する内規は、別に定める。

### 付則

この規程は、平成14年4月4日より実施する。

## 日本木材学会中国・四国支部研究発表賞授与内規

日本木材学会中国・四国支部研究発表賞授与規程に基づき、以下の内規を定める。ただし、この内規は審査委員会の討議および理事会を経て、随時改めることができる。

### 1. 受賞候補者

研究発表賞の受賞候補者は、研究発表申込書の記載内容に基づいた事前選考を行い、研究発表賞授与規程に該当する発表者すべてとする。ただし、受賞候補者となることを辞退する発表者は、支部研究発表会実行委員長へ別途届け出ることとする。

### 2. 選考

選考は、次の各項により行う。

- イ) 審査委員会に口頭発表2部門（2会場）および展示発表部門にそれぞれ若干名の審査委員をおき、各部門の審査を分担する。
- ロ) 受賞候補者は授与規程第2条および第3条を満たし、代理発表は認めないものとする。

### 3. 審査

審査は、次の各項により行う。

- イ) 次の採点項目をおく。
  - ①研究の新規性あるいは有用性が高く、内容を明確に発表している。
  - ②発表のまとめが簡潔、明瞭であり、スライドやポスターなどの視覚的効果がある。
  - ③質問に対して的確な回答ができている。
  - ④その他審査委員会において定めた項目。
- ロ) 上記の各項目毎に5段階評価（1=劣る、2=やや劣る、3=普通、4=やや優れている、5=優れている）で採点する。
- ハ) 審査委員は採点后、審査委員会において合議により受賞者を決定する。
- ニ) 受賞者の数を4名以内とする。